

海外旅行保険 プラス資料・重要事項説明書
(2020/12/1～2021/11/30 補償開始分)

海外旅行保険 プラス

旅に“安心”も携えて



三井住友トラストクラブ
SUMITOMO MITSUI TRUST CLUB

カード付帯保険の補償期間を超える長期の旅行をご予定の方や、
補償をさらに手厚くしたい方に、
「海外旅行保険 プラス」(有料)をご用意しています。

「海外旅行保険 プラス」なら

ご出発当日までお電話一本でお申し込みいただけます。
補償期間の変更は現地からでも承ります。
※お申し込みには必ず重要事項説明書(P.26～)をご確認ください。

ご加入にあたり健康状態に関する
告知は必要ありません。また、年齢を問わず
お子様からシニアの方までお申し込みいただけます。

留学やワーキング・ホリデーをご予定の方には
「留学生プラン」をご用意しています。 詳しくは⇒P.13

カード付帯保険と組み合わせることで、
補償を大きくすることや、海外に長期滞在される場合に
保険料を抑えることができます。 詳しくは⇒P.2

保険料はリワードポイントでのお支払いも可能です。
※電話でのお申し込みに限ります。詳しくはお問い合わせください。

保険期間31日までなら、現在治療中の持病についての
補償もご用意しています。 詳しくは⇒P.21.22

「海外旅行保険 プラス」お申し込み手続きの流れ

お電話またはご郵送でお申し込みいただけます。ご出発間際の方は、お電話でのお申し込みがおすすめです。

おすすめ！



お電話でお申し込みの場合

「海外旅行保険 プラス」の資料(重要事項説明書を含む)
を必ずお読みのうえ、ご希望のご加入タイプをお選びく
ださい。

三井住友トラストクラブ 保険グループまで
お電話ください。

0120-369-529

月～金 9:00～17:00/土・日・祝休

※お電話でお申し込みの場合、
受付は三井住友トラストクラブ 保険グループの営業時間内に
限ります。

お申し込み手続き完了

※お申し込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんし
んガイドブック」を日本国内のご指定の住所へお届けします。

「海外旅行保険プラス」は東京海上日動の「海外旅行保険」のペットネームです。

●旅行目的に応じて下記事項を聴取させていただきます。
「留学」: 留学先学校名
「ワーキング・ホリデー」: ワーキング・ホリデービザ番号



ご郵送でお申し込みの場合

「海外旅行保険 プラス」の資料(重要事項説明書を含む)を
ご請求いただき、必ずお読みのうえ、ご希望のご加入タイプ
をお選びください。

同封の海外旅行保険契約申込書に必要事項をご記入く
ださい。

同封の返信用封筒でポストへご投函ください。

※ご郵送でお申し込みの場合、申込書をご出発の10日前までに
三井住友トラストクラブ 保険グループに到着するよう、
お早めにお申し込みください。
※投函前にご記入漏れがないかご確認ください。

お申し込み手続き完了

※お申し込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんし
んガイドブック」を日本国内のご指定の住所へお届けします。

●旅行目的を問わず保険期間が6ヵ月超となる場合には、
パスポート番号を聴取させていただきます。
パスポートをご用意の上ご連絡ください。

Point
1

カード付帯保険にプラスして、補償を手厚くすることができます。

カード付帯保険の補償内容と保険金額(例) 「※ダイナースクラブカード利用の場合」

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 1億円	300万円	300万円	300万円	1億円	50万円	なし	なし	なし	なし

カード付帯保険の利用条件や補償内容の詳細は、ダイナースクラブ ウェブサイトおよびTRUST CLUB カード ウェブサイト「保険サービスご利用の手引き」を必ずご確認ください。



お持ちのカード付帯保険に「海外旅行保険 プラス」の
補償が上乗せできます。

「海外旅行保険 プラス」の補償内容と保険金額(例) —A4タイプの場合—

「海外旅行保険 プラス」なら、**疾病死亡**も補償。

治療・救援費用保険金額が無制限のご加入タイプもご用意していますので、治療費が高額になっても安心です。

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 5,000万円	無制限			1億円	30万円	1,000万円	300万円	3万円	付帯あり*

*1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	① 宿泊施設の客室料	② 交通費もしくは渡航先での各種サービス取消料	③ 食事代
お支払い額	3万円	1万円	5,000円

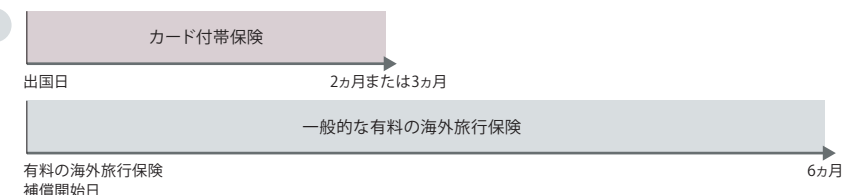
Point
2

海外に長期滞在される場合、保険料を抑えられます。

一般的な海外旅行保険の場合

一般的な有料の海外旅行保険の場合、出国日から補償開始を設定しなければならない商品が多く、カード付帯保険の補償期間と重複
して、補償を上乗せする形で保険をかけることになります。

(例) 旅行期間が6ヵ月間の場合



また、補償期間を延長する際、書面の提出や日本にいる代理の方による手続きが必要な場合があります。

「海外旅行保険 プラス」なら

カード付帯保険の補償終了後から最長2年までご契約いただけるため、
留学などの長期渡航でも保険料を抑えられます。



延長も短縮も現地からお電話1本で承ります。

保険会社で、引き受け可否について確認させていただきます。

東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償がございます。

(保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.19～22をご確認ください。)

① 旅先でのご自身のケガや病気に関する補償

ケガや病気が原因で亡くなった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は 傷害死亡保険金 病気を原因とする死亡の場合は 疾病死亡保険金
------------------	--



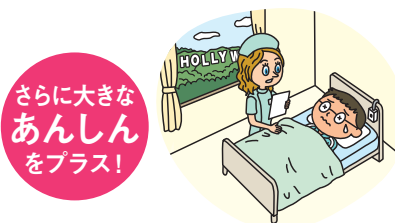
ケガが原因で後遺障害が生じた場合

お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	------------------



旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで 応急治療・救援費用保険金 ※「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
------------------	---



さらに大きな
あんしん
をプラス!

海外旅行開始前に渡航先の診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合がございます。本パンフレット P.21～22 もあわせてご確認ください。

ケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	-------------------

**保険金額
無制限
タイプを
ご用意**



ケガや病気で継続して3日以上入院。ご家族に駆けつけけらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	-------------------



^{*1} 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

^{*2} 保険期間 31 日までのご契約でご加入の場合にセッされる特約です。本特約の保険金のお支払い額は、1 回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で 300 万円が限度となります。
なお、旅行日程が延長となり、31 日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセッすることはできません。

② 旅先で他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------



③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金 ^{*3} ^{*4} ^{*5}
------------------	--



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金 ^{*3} ^{*4} ^{*5}
------------------	--



※本パンフレットP.21～22もあわせてご確認ください。

^{*3} 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

^{*4} 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

^{*5} 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。



④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

お支払いする 保険金の種類	航空機寄託手荷物保険金 ^{*6}
------------------	-------------------------------------



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする 保険金の種類	航空機遅延保険金 ^{*7}
------------------	----------------------------------



※本パンフレットP.21～22、24もあわせてご確認ください。

^{*6} 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

^{*7} 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

^{*8} 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセッした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。

〈保険期間が3か月までのお客向け〉オプション

急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合

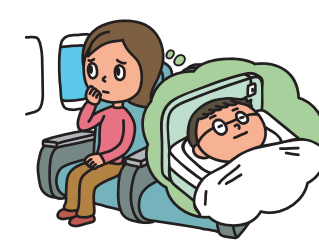
お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月まで 旅行変更費用保険金(出国中止費用)
------------------	---



〈保険期間が3か月まで^{*8}のお客向け〉オプション

旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月まで 旅行変更費用保険金(中途帰国費用)
------------------	---



〈保険期間が3か月超のお客向け〉オプション

配偶者が危篤で、旅行中に急きょ一時帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月超 緊急一時帰国費用保険金
------------------	--



海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

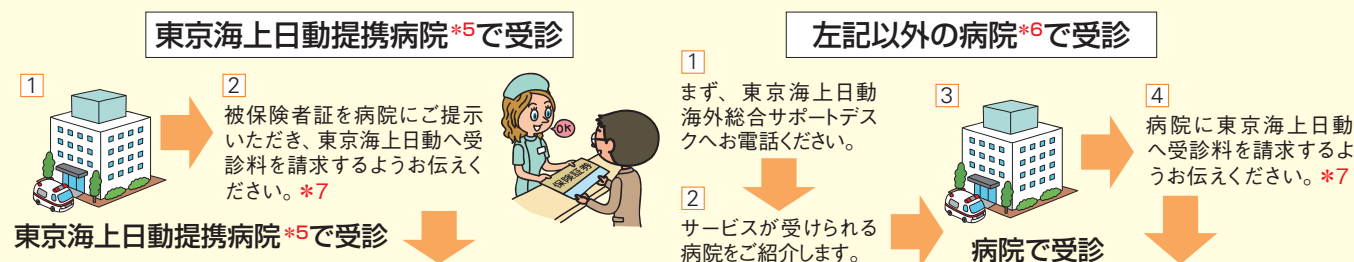
※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
※当社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、当社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
※サービス内容は変更・中止となる場合があります。
*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。
*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携先を通じてご提供します。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者(被保険者)

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス*3 *4



病院の窓口で受診料をお支払いいただく前に受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。
*3 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金*8に関するご注意
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。
*4 治療にかかる費用が少額の場合は病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。
*5 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます(2019年6月現在)。主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
*6 東京海上日動への受診料請求を了した病院に限りです。
*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。
*8 本パンフレットP.21~22記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の
移送の手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただきます。医療行為はご提供しません。
※ご出国前および帰国後の日本からの利用はできません。
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。



③トラベルプロテクト

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者(被保険者)

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。なお、ご出国前および帰国後の日本からのご利用はできません。

困った ホテルでトラブルが発生した。
でもフロントにうまく伝えられない

電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

43か国語に対応(2019年6月現在)
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただきますことがあります。



手数料
無料

困った ホテルの予約方法がわからない! どうしよう!



ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

手数料
無料*9

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料
無料*9

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車が終わっている。こんなときに、空港とホテルの間の送迎予約と手配を行います(当社が指定した事業者に限ります。)

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*9 予約・手配等にかかる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を東京海上日動指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を東京海上日動から修理会社に直接お支払いするサービスです。宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。
※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



⑤こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※ご出国前および帰国後の日本からの利用はできません。
※電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。



⑥お客様特典

サービスの 内容	海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを東京海上日動提携料金(25%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。 時差に伴う日中の眠気や集中力の低下、就寝時間の変化による寝つきの悪さなどの時差ボケを和らげることを目的としたアプリ(O:SLEEP)を東京海上日動提携料金(1か月無料)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社O:(オー))。 なお、ご使用のスマートフォンの機種・バージョンによっては、本サービスをご利用いただけない場合があります。
-------------	--

※各サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

◆ 保険金額と保険料【個人プラン】

あんしん
をプラス!

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が、旅先で急激に悪化して治療を受けることになった場合等にも「応急治療・救援費用」*2が付帯されているため安心!(保険期間31日まで)

保険期間31日まで

被保険者年齢		15歳以上～69歳以下					70歳以上*6		
		0歳以上～69歳以下							
ご加入タイプ		A4	C3	C2	B2	D2	E3	F4	H2
保険金額	傷 害 死 亡	5,000万円	1,000万円	—	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	500万円	5,000万円	3,000万円	—
	治療・救援費用	無制限			3,000万円	1,000万円	無制限		1,000万円
	応急治療・救援費用*2	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	500万円	—	—
	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	1億円	5,000万円
	携 行 品 損 害	30万円	30万円	30万円	10万円	—	30万円	20万円	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*3	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり
お支払いいただく保険料	保険期間1日まで	3,830円	2,950円	2,350円	2,270円	1,540円	4,420円	3,110円	2,040円
	2日まで	4,900円	4,020円	3,420円	3,170円	2,280円	5,640円	4,280円	2,930円
	3日まで	5,830円	4,950円	4,340円	3,960円	2,930円	6,710円	5,320円	3,720円
	4日まで	6,580円	5,700円	5,090円	4,570円	3,430円	7,720円	6,290円	4,420円
	5日まで	7,480円	6,600円	5,950円	5,280円	3,920円	8,870円	7,360円	5,100円
	6日まで	8,400円	7,520円	6,850円	6,020円	4,490円	10,030円	8,470円	5,860円
	7日まで	9,170円	8,250円	7,560円	6,630円	4,940円	11,050円	9,430円	6,560円
	8日まで	10,210円	9,290円	8,600円	7,510円	5,670円	12,110円	10,470円	7,360円
	9日まで	10,870円	9,950円	9,250円	8,060円	6,130円	13,010円	11,340円	8,030円
	10日まで	11,520円	10,600円	9,890円	8,580円	6,510円	13,860円	12,160円	8,630円
	11日まで	12,190円	11,230円	10,510円	9,100円	6,910円	14,890円	13,120円	9,380円
	12日まで	12,870円	11,870円	11,130円	9,610円	7,290円	15,910円	14,060円	10,090円
	13日まで	13,560円	12,560円	11,820円	10,150円	7,710円	16,760円	14,870円	10,710円
	14日まで	14,130円	13,090円	12,330円	10,590円	8,020円	17,660円	15,710円	11,340円
	15日まで	17,030円	15,990円	15,230円	13,310円	10,590円	23,710円	21,750円	16,750円
	17日まで	18,250円	17,210円	16,440円	14,360円	11,530円	25,170円	23,150円	17,870円
	19日まで	19,940円	18,860円	18,070円	15,810円	12,780円	27,750円	25,650円	19,950円
	21日まで	21,540円	20,420円	19,610円	17,160円	13,960円	30,010円	27,820円	21,730円
	23日まで	23,370円	22,170円	21,320円	18,630円	15,170円	32,100円	29,740円	23,220円
	25日まで	25,060円	23,780円	22,910円	20,030円	16,400円	34,350円	31,880円	25,000円
	27日まで	26,880円	25,560円	24,660円	21,640円	17,860円	36,400円	33,840円	26,690円
29日まで	28,460円	27,060円	26,140円	22,970円	19,070円	38,850円	36,170円	28,690円	
31日まで	30,120円	28,680円	27,710円	24,420円	20,380円	41,160円	38,390円	30,640円	

*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

*4 航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*5 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*4もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
3. 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
4. スカダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

保険期間31日超*7

被保険者年齢		15歳以上～69歳以下				70歳以上*6		
		0歳以上～69歳以下						
ご加入タイプ		L3	N4	M2	N2	P3	R4	R2
保険金額	傷 害 死 亡	5,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	3,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	3,000万円	2,000万円	500万円
	治療・救援費用	無制限			3,000万円	1,000万円	無制限	
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—	—	—
	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	1億円	5,000万円
	携 行 品 損 害	30万円	20万円	10万円	10万円	30万円	20万円	10万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*3	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	28,020円	25,490円	21,070円	19,310円	35,670円	34,200円	28,290円
	39日まで	31,420円	28,850円	24,050円	22,100円	39,160円	37,670円	31,260円
	46日まで	36,890円	34,280円	28,520円	26,230円	46,590円	45,080円	37,670円
	53日まで	42,970円	40,030円	33,050円	30,350円	55,030円	53,360円	44,770円
	2ヵ月まで	51,820円	48,540円	40,400円	37,100円	66,260円	64,410円	54,200円
	3ヵ月まで	63,030円	58,840円	48,940円	44,770円	91,510円	89,190円	75,330円
	4ヵ月まで	85,630円	79,990円	67,230円	61,420円	131,330円	128,240円	108,580円
	5ヵ月まで	111,360円	104,390円	87,880円	80,270円	170,110円	166,330円	141,020円
	6ヵ月まで	133,780円	125,380円	105,250円	96,070円	209,280円	204,740円	173,730円
	7ヵ月まで	156,690円	146,880円	124,750円	113,850円	248,400円	243,110円	206,390円
	8ヵ月まで	179,100円	167,850円	142,610円	130,070円	287,700円	281,660円	239,220円
	9ヵ月まで	200,240円	187,520円	160,070円	145,940円	327,540円	320,720円	272,450円
	10ヵ月まで	220,730円	206,560円	176,810円	161,120円	366,920円	359,340円	305,340円
	11ヵ月まで	241,540円	226,050円	193,130円	175,930円	405,610円	397,330円	337,690円
	1年まで	260,580円	243,660円	208,490円	189,840円	445,910円	436,870円	371,350円
	13ヵ月	282,720円	264,360円	226,210円	205,950円	483,800円	473,990円	402,900円
	14ヵ月	304,850円	285,050円	243,910円	222,070円	521,650円	511,070円	434,420円
	15ヵ月	324,850円	303,750円	259,910円	236,640円	555,860円	544,590円	462,910円
	16ヵ月	346,990円	324,450円	277,630円	252,760円	593,750円	581,710円	494,460円
	17ヵ月	368,410円	344,470円	294,740円	268,340円	630,370円	617,590円	524,940円
	18ヵ月	390,500円	365,150円	312,450円	284,470円	668,230円	654,690円	556,500円
	19ヵ月	411,940円	385,190円	329,590円	300,080円	704,870円	690,590円	587,020円
	20ヵ月	434,090円	405,890円	347,300円	316,200円	742,770円	727,710円	618,560円
	21ヵ月	456,170円	426,570円	365,000円	332,320円	780,620円	764,810円	650,100円
	22ヵ月	477,610円	446,610円	382,140円	347,920円	817,280円	800,720円	680,620円
	23ヵ月	499,740円	467,290円	399,860円	364,050円	855,170円	837,830円	712,170円
	2年	521,180円	487,330円	417,000円	379,650円	891,810円	873,730円	742,680円

【ご注意】13ヵ月～2年に記載の保険料は、目安となります。保険期間13ヵ月以上のお申し込みをご希望のお客様は、裏表紙に記載の保険グループまでご相談ください。

・渡航期間が6ヵ月以上の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

*6 保険始期日時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

*7 P18.の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

*8 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19～22「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

5. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。
6. 本海外旅行保険は、以下の方々も被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等*1」と合計して1,000万円が限度となります。

① カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

② ①以外の同居の親族

*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のⅡ.1をご確認ください。



◆ 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日まで)】

組み合わせ方法

- (1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表**より、ご本人(申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)のご加入タイプをお選びください。
※賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。
- (2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

ご本人用加入タイプ表 (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢			15歳以上～69歳以下			70歳以上*10		
ご加入タイプ			V5	V3	V2	W5	W3	W2
保険金額	1名あたり	傷 害 死 亡	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—
		傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円
		治療・救済費用	無制限			無制限		
		応急治療・救済費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	—	500万円	—	—
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
		航空機遅延*7	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり
	共々家族有	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
		携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	お支払いいただく保険料（1名あたり）	ト ラ ベ ル プ ロ テ ク ト 付 き *9	保険期間 1日まで	4,040円	2,940円	2,340円	4,630円	3,360円
2日まで			5,220円	4,100円	3,500円	5,960円	4,670円	4,450円
3日まで			6,240円	5,120円	4,510円	7,120円	5,820円	5,600円
4日まで			7,080円	5,940円	5,330円	8,220円	6,900円	6,680円
5日まで			8,140円	6,980円	6,330円	9,530円	8,170円	7,950円
6日まで			9,200円	8,020円	7,350円	10,830円	9,440円	9,220円
7日まで			10,070円	8,850円	8,160円	11,950円	10,520円	10,290円
8日まで			11,200円	9,960円	9,270円	13,100円	11,670円	11,440円
9日まで			11,940円	10,700円	10,000円	14,080円	12,640円	12,410円
10日まで			12,680円	11,420円	10,710円	15,020円	13,560円	13,330円
11日まで			13,430円	12,130円	11,410円	16,130円	14,630円	14,390円
12日まで			14,210円	12,850円	12,110円	17,250円	15,680円	15,430円
13日まで			14,980円	13,600円	12,860円	18,180円	16,590円	16,340円
14日まで			15,620円	14,200円	13,440円	19,150円	17,520円	17,260円
15日まで			18,570円	17,150円	16,390円	25,250円	23,620円	23,360円
17日まで			19,850円	18,390円	17,620円	26,770円	25,090円	24,830円
19日まで			21,660円	20,140円	19,350円	29,470円	27,730円	27,460円
21日まで			23,350円	21,770円	20,960円	31,820円	30,010円	29,730円
23日まで			25,360円	23,660円	22,810円	34,090円	32,150円	31,850円
25日まで			27,110円	25,290円	24,420円	36,400円	34,360円	34,040円
27日まで			28,990円	27,110円	26,210円	38,510円	36,400円	36,070円
29日まで			30,600円	28,600円	27,680円	40,990円	38,760円	38,410円
31日まで			32,310円	30,250円	29,280円	43,350円	41,040円	40,680円

*6 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」を指します。

*7 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払します。

*8 航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*9 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*8もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

ご加入の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。
なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険特約で引受ける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ**にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

①ご本人の配偶者*2

②ご本人または配偶者*2と生計を共にする同居のご親族*3。

③ご本人または配偶者*2と生計を共にする別居の未婚*4のお子様。

*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の

性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思*5を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

*3ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢		15歳以上～69歳以下			70歳以上*10			
ご加入タイプ		V5	0歳以上～69歳以下		W5	W3	W2	
保険金額 1名あたり	傷 害 死 亡	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—	
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	
	治療・救済費用	無制限			無制限			
	応急治療・救済費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	—	500万円	—	—	
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
	航空機遅延*7	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	
お支払いいただく保険料（1名あたり）	トラベルプロテクト付き*8	保険期間 1日まで	3,380円	2,280円	1,680円	3,970円	2,700円	2,480円
		2日まで	4,250円	3,130円	2,530円	4,990円	3,700円	3,480円
		3日まで	4,980円	3,860円	3,250円	5,860円	4,560円	4,340円
		4日まで	5,550円	4,410円	3,800円	6,690円	5,370円	5,150円
		5日まで	6,150円	4,990円	4,340円	7,540円	6,180円	5,960円
		6日まで	6,820円	5,640円	4,970円	8,450円	7,060円	6,840円
		7日まで	7,390円	6,170円	5,480円	9,270円	7,840円	7,610円
		8日まで	8,260円	7,020円	6,330円	10,160円	8,730円	8,500円
		9日まで	8,750円	7,510円	6,810円	10,890円	9,450円	9,220円
		10日まで	9,240円	7,980円	7,270円	11,580円	10,120円	9,890円
		11日まで	9,740円	8,440円	7,720円	12,440円	10,940円	10,700円
		12日まで	10,260円	8,900円	8,160円	13,300円	11,730円	11,480円
		13日まで	10,770円	9,390円	8,650円	13,970円	12,380円	12,130円
		14日まで	11,180円	9,760円	9,000円	14,710円	13,080円	12,820円
		15日まで	14,010円	12,590円	11,830円	20,690円	19,060円	18,800円
		17日まで	15,110円	13,650円	12,880円	22,030円	20,350円	20,090円
		19日まで	16,600円	15,080円	14,290円	24,410円	22,670円	22,400円
		21日まで	18,000円	16,420円	15,610円	26,470円	24,660円	24,380円
		23日まで	19,510円	17,810円	16,960円	28,240円	26,300円	26,000円
		25日まで	21,060円	19,240円	18,370円	30,350円	28,310円	27,990円
		27日まで	22,780円	20,900円	20,000円	32,300円	30,190円	29,860円
		29日まで	24,300円	22,300円	21,380円	34,690円	32,460円	32,110円
		31日まで	25,870円	23,810円	22,840円	36,910円	34,600円	34,240円

*10 保険始期日時時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

※「治療・救済費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19～22「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

・渡航期間が6ヵ月以上の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

5.旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。

6.本海外旅行保険は、以下の方々も **ご本人用加入タイプ** の被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等*1」と合計して1,000万円が限度となります。

① カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

② ①以外の同居の親族

*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のⅡ.1をご確認ください。



③ 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日超)】

組み合わせ方法

- (1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人(申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)のご加入タイプをお選びください。
※賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。
- (2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

ご本人用加入タイプ表 (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢			15歳以上～69歳以下			70歳以上*9		
ご加入タイプ			X5	X1	X3	Y5	Y3	
保険金額	1名あたり	傷 害 死 亡	5,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
		傷害後遺障害	5,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	
		治療・救済費用	無制限	3,000万円	無制限	無制限		
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—	
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
		航空機遅延*6	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	
	共済家族有	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
		携 行 品 損 害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	
	お支払いいただく保険料（1名あたり）	目安の保険料です。	保険期間34日まで	30,260円	25,190円	28,200円	37,910円	36,910円
			39日まで	33,720円	28,260円	31,620円	41,460円	40,440円
46日まで			39,190円	32,730円	37,050円	48,890円	47,850円	
53日まで			45,300円	37,300円	42,840円	57,360円	56,170円	
2ヵ月まで			54,270円	44,860円	51,490円	68,710円	67,360円	
3ヵ月まで			65,890円	54,080円	62,270円	94,370円	92,620円	
4ヵ月まで			89,140円	73,520円	84,200円	134,840円	132,450円	
5ヵ月まで			115,550円	95,330円	109,390円	174,300円	171,330円	
6ヵ月まで			138,620円	113,850円	131,160円	214,120円	210,520円	
7ヵ月まで			162,210円	134,540円	153,470円	253,920円	249,700円	
8ヵ月まで			185,300円	153,570円	175,240円	293,900円	289,050円	
9ヵ月まで			207,160円	172,280円	195,760円	334,460円	328,960円	
10ヵ月まで			228,340円	190,220円	215,620円	374,530円	368,400円	
11ヵ月まで			249,800円	207,690円	235,880円	413,870円	407,160円	
1年まで			269,540円	224,260円	254,320円	454,870円	447,530円	
13ヵ月			292,440円	243,310円	275,920円	493,520円	485,550円	
14ヵ月			315,320円	262,350円	297,520円	532,120円	523,540円	
15ヵ月			336,000円	279,550円	317,020円	567,010円	557,860円	
16ヵ月			358,910円	298,610円	338,630円	605,670円	595,890円	
17ヵ月			381,070円	317,030円	359,530円	643,030円	632,650円	
18ヵ月			403,920円	336,070円	381,120円	681,650円	670,660円	
19ヵ月			426,100円	354,510円	402,040円	719,030円	707,440円	
20ヵ月			448,990円	373,550円	423,630円	757,670円	745,450円	
21ヵ月			471,830円	392,590円	445,210円	796,280円	783,450円	
22ヵ月		494,020円	411,040円	466,140円	833,690円	820,250円		
23ヵ月	516,900円	430,080円	487,720円	872,330円	858,260円			
2年	539,070円	448,510円	508,630円	909,700円	895,030円			

※P18.の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

- *6 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。
- *7 航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- *8 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。
- *9 保険始期日時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償」の対象となりません。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*7もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。
なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
3. 保険期間はお出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
4. スカイダイビング等の運動等される場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同一場合に、同行する家族全員を1保険特約で引受ける特約)がセットされています。**【配偶者・ご親族用加入タイプ】**にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

- ①ご本人の配偶者*2
②ご本人または配偶者*2と生計を共にする同居のご親族*3。
③ご本人または配偶者*2と生計を共にする別居の未婚*4のお子様。
*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の

性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

- a. 婚姻意思*5を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

- *3**ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

***4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。**

- *5** 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢				15歳以上～69歳以下			70歳以上*9		
ご加入タイプ				X5	X1	X3	Y5	Y3	
保険金額	1名あたり	傷 害 死 亡		5,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
		傷害後遺障害		5,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	
		治療・救済費用		無制限	3,000万円	無制限	無制限		
		疾 病 死 亡		1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—	
		航空機寄託手荷物		3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
		航空機遅延*8		付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	
お支払いいただく保険料（1名あたり）	目安の保険料です。	このページのカウンセリングサービス付*10	お支払いいただく保険料は10万円です*9	保険期間34日まで	23,670円	18,600円	21,610円	31,320円	30,320円
				39日まで	27,010円	21,550円	24,910円	34,750円	33,730円
				46日まで	32,450円	25,990円	30,310円	42,150円	41,110円
				53日まで	38,490円	30,490円	36,030円	50,550円	49,360円
				2ヵ月まで	47,110円	37,700円	44,330円	61,550円	60,200円
				3ヵ月まで	57,630円	45,820円	54,010円	86,110円	84,360円
				4ヵ月まで	79,020円	63,400円	74,080円	124,720円	122,330円
				5ヵ月まで	103,560円	83,340円	97,400円	162,310円	159,340円
				6ヵ月まで	124,770円	100,000円	117,310円	200,270円	196,670円
				7ヵ月まで	146,430円	118,760円	137,690円	238,140円	233,920円
	8ヵ月まで	167,620円	135,890円	157,560円	276,220円	271,370円			
	9ヵ月まで	187,480円	152,600円	176,080円	314,780円	309,280円			
	10ヵ月まで	206,710円	168,590円	193,990円	352,900円	346,770円			
	11ヵ月まで	226,310円	184,200円	212,390円	390,380円	383,670円			
	1年まで	244,100円	198,820円	228,880円	429,430円	422,090円			
	13ヵ月	264,840円	215,710円	248,320円	465,920円	457,950円			
	14ヵ月	285,560円	232,590円	267,760円	502,360円	493,780円			
	15ヵ月	304,300円	247,850円	285,320円	535,310円	526,160円			
	16ヵ月	325,040円	264,740円	304,760円	571,800円	562,020円			
	17ヵ月	345,110円	281,070円	323,570円	607,070円	596,690円			
	18ヵ月	365,800円	297,950円	343,000円	643,530円	632,540円			
	19ヵ月	385,880円	314,290円	361,820円	678,810円	667,220円			
	20ヵ月	406,620円	331,180円	381,260円	715,300円	703,080円			
	21ヵ月	427,300円	348,060円	400,680円	751,750円	738,920円			
	22ヵ月	447,390円	364,410円	419,510円	787,060円	773,620円			
	23ヵ月	468,120円	381,300円	438,940円	823,550円	809,480円			
2年	488,200円	397,640円	457,760円	858,830円	844,160円				

***10** 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

「治療・救済費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生補償するものではありません。

※費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19～22「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

【ご注意】13ヵ月～2年に記載の保険料は、目安となります。保険期間13ヵ月以上のお申し込みをご希望のお客様は、裏表紙に記載の保険グループまでご相談ください。

- ・渡航期間が6か月以上の場合は、パスポート番号をお伺いしております。
- ・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

5. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。
6. 本海外旅行保険は、以下の方々も **ご本人用加入タイプ** の被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等*1」と合計して1,000万円が限度となります。

- *1 「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のⅡ.1をご確認ください。



ご契約金額と保険料は①②③からお選びください。

組み合わせ例 ①基本補償 + ②留学生賠償責任 + ③留学生生活用動産

オススメパターン (保険期間1年の場合)

S2 + 保険金額: 1億円 + 保険金額: 60万円 = 267,520円

①233,090円 ②2,940円 ③31,490円

- 渡航期間が6ヵ月以上の場合、パスポート番号をお伺いしております。
- 渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

① 基本補償

ご加入タイプ				15歳以上～69歳以下		
				0歳以上～69歳以下		
				S3	S2*1 オススメ	T2*1
(ご契約金額)	保険金額	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
		傷 害 後 遺 障 害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
		治 療 ・ 救 援 費 用	無制限	無制限	3,000万円	
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
お支払いいただく保険料	保険期間	34日まで	23,370円	22,030円	18,300円	
		39日まで	26,690円	25,310円	21,230円	
		46日まで	32,130円	30,730円	25,670円	
		53日まで	38,160円	36,540円	30,160円	
		2ヵ月まで	46,780円	44,940円	37,370円	
		3ヵ月まで	57,270円	54,850円	45,460円	
		4ヵ月まで	78,620円	75,300円	63,000円	
		5ヵ月まで	103,150円	98,990円	82,930円	
		6ヵ月まで	124,320円	119,280円	99,550円	
		7ヵ月まで	145,950円	140,030円	118,280円	
		8ヵ月まで	167,090円	160,270円	135,360円	
		9ヵ月まで	186,890円	179,150円	152,010円	
		10ヵ月まで	206,100円	197,460円	167,980円	
		11ヵ月まで	225,690円	216,230円	183,580円	
		1年まで	243,450円	233,090円	198,170円	
	2年*2	486,900円	466,180円	396,340円		

② 留学生賠償責任

保険金額			②留学生賠償責任（免責金額 0 円）			
			1億円 （オススメ）	5,000万円	3,000万円	1,000万円
お支払いいただく保険料	保険期間	34日まで	620円	540円	480円	400円
		39日まで	680円	590円	520円	440円
		46日まで	740円	640円	570円	480円
		53日まで	790円	690円	610円	520円
		2ヵ月まで	850円	740円	660円	550円
		3ヵ月まで	1,060円	920円	820円	690円
		4ヵ月まで	1,290円	1,130円	1,000円	840円
		5ヵ月まで	1,500円	1,310円	1,160円	970円
		6ヵ月まで	1,710円	1,480円	1,320円	1,110円
		7ヵ月まで	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円
		8ヵ月まで	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円
		9ヵ月まで	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円
		10ヵ月まで	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円
		11ヵ月まで	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円
	1年まで	2,940円	2,560円	2,270円	1,910円	
	2年*2	5,880円	5,120円	4,550円	3,820円	

③ 留学生生活用動産

③ 留学生生活用動産 (免責金額 0 円)					
100万円	80万円	70万円	60万円 オススメ	50万円	40万円
7,860円	7,520円	7,180円	6,610円	5,860円	5,020円
8,610円	8,240円	7,860円	7,240円	6,420円	5,500円
9,360円	8,950円	8,540円	7,870円	6,980円	5,980円
10,110円	9,670円	9,230円	8,500円	7,530円	6,460円
10,860円	10,380円	9,910円	9,130円	8,090円	6,940円
13,480円	12,900円	12,300円	11,330円	10,040円	8,620円
16,470円	15,760円	15,040円	13,850円	12,270円	10,530円
19,090円	18,260円	17,420円	16,060円	14,230円	12,200円
21,710円	20,780円	19,820円	18,260円	16,180円	13,880円
24,330円	23,280円	22,210円	20,470円	18,130円	15,550円
26,950円	25,790円	24,600円	22,670円	20,080円	17,230円
29,570円	28,300円	26,990円	24,880円	22,040円	18,900円
32,190円	30,810円	29,390円	27,080円	23,990円	20,580円
34,810円	33,310円	31,770円	29,290円	25,940円	22,250円
37,430円	35,820円	34,170円	31,490円	27,890円	23,930円
74,870円	71,640円	68,330円	62,980円	55,790円	47,860円

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が保険始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご加入者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合には、S3タイプをご契約いただけませんのでご注意ください。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。

留学継続費用担保特約(オプション)

ご契約タイプ(保険金額)および保険期間に応じて以下の保険料が追加で必要となります。
旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。

保険金額＊5		200万円	150万円	120万円
お支払いいただく保険料 ＊6	保険期間 34日まで	180円	140円	110円
	39日まで	200円	150円	120円
	46日まで	220円	170円	130円
	53日まで	240円	180円	140円
	2ヵ月まで	260円	200円	160円
	3ヵ月まで	320円	240円	190円
	4ヵ月まで	380円	290円	230円
	5ヵ月まで	440円	330円	260円
	6ヵ月まで	520円	390円	310円
	7ヵ月まで	580円	440円	350円
	8ヵ月まで	640円	480円	380円
	9ヵ月まで	700円	530円	420円
	10ヵ月まで	760円	570円	460円
	11ヵ月まで	820円	620円	490円
1年まで	880円	660円	530円	
2年＊2	3,520円	2,640円	2,110円	

- *1 主に以下のご契約向けにS2、T2タイプをご用意しております。
 - 始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
 - ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
- *2 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
- *3 被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。
- *4 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。
- *5 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または後遺障害が生じた時から予定留学終了時までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)の留学継続費用保険金の「お支払い額」をご確認ください。
- *6 上記の保険料は、「保険期間＝留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

3 【留学生プラン】 宿泊施設(ホテル等)向け

ご契約の際のご注意

- **保険期間(保険のご契約期間)**は、**海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせた設定してください(最長2年)**。
なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等*1」と合算して、3,000万円*2が上限となりますので、ご注意ください。
 - ① 始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
 - ② ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
- *1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。
- *2 旅行目的が「留学」「ワーキングホリデー」の場合の限度額となります。
- スカダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払されない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。



※本タイプは、滞在先が居住施設(アパート・寮・ホームステイ等)の場合にもご加入いただけますが、その場合には滞在中の居住施設内に保管中の携行品の損害および、戸室全体を賃借しているアパート等に対する賠償責任は補償の対象外となります。
※被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。
※始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上の場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

契約タイプ		15歳以上～69歳以下	0～69歳以下			
		L3	L2	N4	N3	M2
保険金額(契約金額)	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
	傷 害 後 遺 障 害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	治 療・救 援 費 用	無制限	無制限			3,000万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円
	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携 行 品 損 害	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航 空 機 遅 延*3	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり
お支払いいただく保険料	保険期間34日まで	28,020円	26,210円	25,490円	24,450円	21,070円
	39日まで	31,420円	29,570円	28,850円	27,760円	24,050円
	46日まで	36,890円	35,020円	34,280円	33,080円	28,520円
	53日まで	42,970円	40,870円	40,030円	38,620円	33,050円
	2ヵ月まで	51,820円	49,480円	48,540円	46,880円	40,400円
	3ヵ月まで	63,030円	60,040円	58,840円	56,540円	48,940円
	4ヵ月まで	85,630円	81,610円	79,990円	76,710円	67,230円
	5ヵ月まで	111,360円	106,390円	104,390円	100,150円	87,880円
	6ヵ月まで	133,780円	127,800円	125,380円	120,180円	105,250円
	7ヵ月まで	156,690円	149,700円	146,880円	140,720円	124,750円
	8ヵ月まで	179,100円	171,090円	167,850円	160,710円	142,610円
	9ヵ月まで	200,240円	191,180円	187,520円	179,400円	160,070円
	10ヵ月まで	220,730円	210,640円	206,560円	197,450円	176,810円
	11ヵ月まで	241,540円	230,510円	226,050円	215,980円	193,130円
	1年まで	260,580円	248,520円	243,660円	232,620円	208,490円

- *3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。
- | | 保険の対象となる方が負担した費用 | お支払い額 |
|---|-------------------------|--------|
| ① | 宿泊施設の客室料 | 3万円 |
| ② | 交通費*4もしくは渡航先での各種サービス取消料 | 1万円 |
| ③ | 食事代 | 5,000円 |
- *4 航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
*5 被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。
*6 保険期間が3か月超のご契約(除く、包括契約に関する特約がセットされている場合)または、企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様が対象になります。

4 補償のご案内

携行品損害保険金 と 留学生生活用動産損害保険金 の比較(概要)

(詳細は本パンフレットP.21～23をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間 31 日超		ご注意
	携行品損害保険金	留学生生活用動産損害保険金	
携行中 市内観光からホテルに戻る路上で引っくりに遭い、鞆を奪われた。	○	○	●携行品(留学生生活用動産では「宿泊・居住施設保管中の物」も含みます。)1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。(乗車券等は合計5万円限度、旅券は1回の保険事故につき5万円限度) ●携行品損害保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ●留学生生活用動産損害保険金は、同一保険年度内の事故に対して留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。
ホテル等の宿泊施設に保管中 ホテルに帰宅するとカメラが盗まれていた。	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に保管中 寮・ホームステイ先に帰宅するとカメラが盗まれていた。	×	○	

賠償責任保険金 と 留学生賠償責任保険金 の比較(概要)

(詳細は本パンフレットP.21～23をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間 31 日超		ご注意
	賠償責任保険金	留学生賠償責任保険金	
歩行中 歩行中、他人とぶつかってケガをさせてしまい、治療費について損害賠償を請求された。	○	○	●留学生賠償責任保険金における居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 [部屋の場合] 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限りです。*2 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 [部屋以外の場合] 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋を水浸しにしまった。	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に滞在中 *1 寮・ホームステイ先の部屋を水浸しにしまった。	×	○	
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に滞在中 *1 寮・ホームステイ先の部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。	×	×	

- *1 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合に限りです。
*2 なお、寮・ホームステイ先等の居住施設に於ける、共有スペースでの賠償責任について、くわしくは別途代理店までお問い合わせください。

ご旅行目的にあわせて様々な特約をご用意しております

本パンフレットP.24～25「補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）」も必ずご確認ください。

1. 旅行変更費用担保特約

保険期間3ヵ月まで

このような方におすすめします

- 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい方（出国中止費用）
- 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい方（中途帰国費用）

保険金額（旅行変更費用保険金額）と特約保険料

保険金額（旅行変更費用保険金額）の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。また、保険期間はP.7～12に記載のご加入タイプでご契約いただく保険期間と合わせてください。なお、ファミリープランは、家族全員分の合計金額を目安に設定してください。

※契約日以前に生じていたケガや疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

（旅行変更費用担保特約）
出国中止費用＋中途帰国費用

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円
34日まで	390円	780円	1,180円	2,350円	3,530円	4,700円	5,880円
39日まで	420円	850円	1,270円	2,540円	3,820円	5,090円	6,360円
46日まで	460円	910円	1,370円	2,740円	4,110円	5,490円	6,860円
53日まで	490円	980円	1,470円	2,940円	4,400円	5,870円	7,340円
2ヵ月まで	540円	1,070円	1,610円	3,220円	4,830円	6,440円	8,050円
3ヵ月まで	680円	1,370円	2,050円	4,110円	6,160円	8,210円	10,270円

（旅行変更費用担保特約＋中途帰国費用のみ担保特約）
中途帰国費用のみ

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	40円	90円	130円	270円	400円	530円	660円
2日まで	50円	100円	150円	300円	440円	590円	740円
3日まで	50円	100円	160円	310円	470円	620円	780円
4日まで	50円	110円	160円	320円	480円	630円	790円
5日まで	70円	130円	200円	400円	600円	800円	1,000円
6日まで	80円	160円	230円	470円	700円	930円	1,170円
7日まで	90円	170円	260円	510円	770円	1,030円	1,290円
8日まで	90円	190円	280円	570円	850円	1,140円	1,420円
9日まで	100円	210円	310円	620円	930円	1,250円	1,560円
10日まで	110円	220円	340円	670円	1,010円	1,350円	1,690円
11日まで	120円	240円	360円	730円	1,090円	1,450円	1,820円
12日まで	130円	260円	390円	780円	1,170円	1,560円	1,950円
13日まで	140円	280円	410円	830円	1,240円	1,660円	2,070円
14日まで	140円	290円	430円	870円	1,300円	1,740円	2,170円
15日まで	150円	300円	450円	900円	1,350円	1,800円	2,240円
17日まで	160円	310円	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
19日まで	170円	340円	510円	1,030円	1,540円	2,060円	2,570円
21日まで	190円	370円	560円	1,120円	1,690円	2,250円	2,810円
23日まで	200円	400円	600円	1,200円	1,800円	2,400円	2,990円
25日まで	210円	430円	640円	1,280円	1,920円	2,550円	3,190円
27日まで	230円	460円	680円	1,370円	2,050円	2,730円	3,420円
29日まで	240円	490円	730円	1,460円	2,190円	2,920円	3,650円
31日まで	260円	520円	780円	1,570円	2,350円	3,130円	3,920円
34日まで	280円	550円	830円	1,660円	2,490円	3,330円	4,160円
39日まで	310円	630円	940円	1,890円	2,830円	3,770円	4,710円
46日まで	350円	700円	1,060円	2,110円	3,170円	4,220円	5,280円
53日まで	390円	780円	1,160円	2,330円	3,490円	4,650円	5,810円
2ヵ月まで	440円	870円	1,310円	2,620円	3,940円	5,250円	6,560円
3ヵ月まで	590円	1,180円	1,770円	3,530円	5,300円	7,070円	8,830円

2. クルーズ旅行取消費用担保特約

このような方におすすめします

- 急な事情によって、クルーズ旅行（船舶を利用する企画旅行）※1をキャンセルした場合にかかる以下の費用に備えたい方
・被保険者が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で、旅行者等に支払った費用
・被保険者が出国を中止したことにより、払い戻しを受けられない渡航手続費（旅行印紙代、査証料、予防接種料等）

※1 船舶内の定員4名以下の客室に宿泊される海外旅行が対象となります。※契約日以前に生じていたケガや疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

保険金額（クルーズ旅行取消費用保険金額）と特約保険料（保険期間共通）

【保険金額の設定方法】お申し込みのクルーズ旅行契約において、最も高額となる取消料（通常は旅行代金全額）を目安に設定してください。

保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料
10万円	2,830円	60万円	17,000円	110万円	31,170円	160万円	45,340円
20万円	5,670円	70万円	19,840円	120万円	34,010円	170万円	48,180円
30万円	8,500円	80万円	22,670円	130万円	36,840円	180万円	51,010円
40万円	11,340円	90万円	25,510円	140万円	39,680円	190万円	53,850円
50万円	14,170円	100万円	28,340円	150万円	42,510円	200万円	56,680円

3. 緊急一時帰国費用担保特約

保険期間3ヵ月超

配偶者が危篤で旅行中に急きょ一時帰国した場合などに、被保険者が負担した費用（往復の航空運賃等の交通費、宿泊施設の客室料および雑費等）を補償します。

① 海外旅行保険プラスの補償期間が3ヵ月超の場合に限りセットすることが可能です。

② 緊急一時帰国費用保険の支払い対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または引受保険会社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますのでご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先等で給付を受けることができる慶弔規程等の制度が制定されていることをお知りになった場合は遅滞なく代理店または引受保険会社へご連絡ください。※契約日以前に生じていた疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

保険金額（ご契約金額）		40万円		70万円		100万円	
払い込みいただく保険料		ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合
保険期間	4ヵ月まで	5,240円	11,000円	9,170円	19,250円	13,090円	27,500円
	5ヵ月まで	6,070円	12,750円	10,620円	22,310円	15,180円	31,870円
	6ヵ月まで	6,900円	14,500円	12,080円	25,370円	17,260円	36,250円
	7ヵ月まで	7,740円	16,250円	13,540円	28,440円	19,340円	40,620円
	8ヵ月まで	8,570円	18,000円	15,000円	31,500円	21,430円	45,000円
	9ヵ月まで	9,400円	19,750円	16,460円	34,560円	23,510円	49,370円
	10ヵ月まで	10,240円	21,500円	17,920円	37,620円	25,590円	53,750円
	11ヵ月まで	11,070円	23,250円	19,370円	40,690円	27,680円	58,120円
1年まで		11,900円	25,000円	20,830円	43,750円	29,760円	62,500円

4. 一時帰国中担保特約

- 本特約により一時帰国中および再出国後の旅行行程中も同様に補償されます。
- 保険期間3ヵ月超の契約については、「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしで自動セットされ、被保険者証に表示されます。保険期間31日超3ヵ月以内のご契約の場合は、申込書の一時帰国中担保特約欄に○印をご記入いただくことで、本特約を付帯できます。（追加保険料はかかりません。）
- 一時帰国中の事故が補償される項目は右記の通りです。傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救済費用、疾病死亡、賠償責任

5. 特別危険担保特約／職業危険担保割増

① 次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先でビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）をいい、パラブレン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロブレン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です）
- ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

② 次のような場合には、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

③ 保険料につきましては、運動やお仕事の内容によって変わりますので、代理店までお問い合わせください。

◆ 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

旅先で
ケガをして

傷害死亡
保険金



傷害後遺障害
保険金

旅先で
病気やケガの
治療をして

治療・救済費用
保険金



旅先で病気を
して

疾病死亡
保険金

- *3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りします。
- *4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。
- *5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- *7 6親等内の血族、配偶者 *8 *9 または3親等内の姻族をいいます。
- *8 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。

「海外旅行中」とは

保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

お支払い額

（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100% *2
※保険期間（保険のご契約期間）を通じて合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。）
※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族 *7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（被災された保険の対象となる方1名について救済者3名分まで） *11 ③救済者の宿泊施設の客室料（被災された保険の対象となる方1名について救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで） *11 ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費 *11 *12、保険の対象となる方の現地での諸雑費 *12（〈個人プラン〉の場合は合計で20万円、〈ファミリープラン〉の場合は合計で40万円まで） ⑤現地からの移送費用 *11 *12 *13 ⑥遺体処理費用（被災された保険の対象となる方1名について100万円まで） *11 ⑦（〈ファミリープラン〉のみ）保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族（他の保険の対象となる方）が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料（14日分まで） *13

b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

- *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚姻とは異なります。）。
①婚姻意思 *10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- *11 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上 *6入院された場合に限りお支払いの対象となります。
- *12 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。
- *13 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。
- *14 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

たとえば、
①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
②保険金受取人の故意または重大な過失
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 *1
④放射線照射、放射能汚染
⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①～④、⑥に加え、たとえば
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用
・歯科疾病
・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。）
・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）



上記①～④、⑥に加え、たとえば、
・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症
・歯科疾病
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

◆ 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)



「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

他人にケガ等を
させて



賠償責任
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- *1 次に掲げる損害を含みます。
- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
 - ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
 - ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合

*7 携行品とは？
保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*8をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のために使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は**含まれません**。

*8 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

手荷物が届かなくて



航空機寄託
手荷物
保険金

お支払いする場合

- ①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から**6時間以内**に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合
- ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後**6時間以内**にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

お支払いする場合

- ①出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
- ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

・宿泊施設の客室料 ・交通費*13 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代

*13 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

お支払い額

損害賠償金の額
※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*9
※乗車券等は合計で5万円を限度とします。
※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不慮による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*9 損害額とは？

損害が生じた携行品の時価額*10とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*10のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限りです。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

*10 時価額とは？

再取得価額*11から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*11 再取得価額とは？

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

お支払い額

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払い額

1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用		お支払い額
a	宿泊施設の客室料	3万円
b	交通費*13もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c	食事代	5,000円

※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は**出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)**、左記②の場合は**乗継地において負担した費用**に限りです。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

P.20に記載の③④に加え、たとえば、

- ・ご契約者または保険の対象となる方の故意
- ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
- ・航空機、船舶*2、車両*3、銃器(空気銃を除きます。)、の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ・親族*4に対する賠償責任

*2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
*3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

P.20に記載の①～④に加え、たとえば、

- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- ・携行品の置き忘れまたは紛失*12
- ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
- ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

*12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

P.20に記載の①～④に加え、たとえば、

- ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
- ・保険金受取人の法令違反
- ・地震、噴火またはこれらによる津波



保険期間 **31** 日まで

のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

海外旅行開始前に
治療を受けたことが
ある病気が
急激に悪化して



疾病に関する
応急治療・
救援費用担保
特約に係る
治療・救援費用
保険金

■治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)*が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*14**により医師の治療を受けた場合

■救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)*が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*14**により入院された場合(個人プランの場合は**3日以上*15**続けて入院された場合)

*15 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*16 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上*15入院された場合に限りお支払いの対象となります。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*14 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*4の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額

たとえば
救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救援者**3名分まで**)*16

救援者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分かつ救援者1名について**14日分まで**)*16

※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。

※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限りです。また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)*等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

たとえば、

- ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
- ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
- ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診療の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用たとえば
 - ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 - ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
 - ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
 - ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
 - ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
 - ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
 - ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
 - ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
 - ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

*4 6親等内の血族、配偶者*5*6または3親等内の姻族をいいます。
*5 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。

6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)。
①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

◆ 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

留学生プラン

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

ご注意 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金	お支払いする場合 海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*2を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 *1 住宅とは？ 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *2 レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。))に与えた損害*3を含みます。 *3 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。	お支払い額 損害賠償金の額 ※ 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変*4 ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する(仕事上の)賠償責任 ⑤航空機、船舶*5、車両*6、銃器(空気銃を除きます。))の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任(*2で定める物はお支払いの対象になります。) ⑦親族*7に対する賠償責任 *4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *5 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *6 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
留学生生活用動産損害保険金	お支払いする場合 海外旅行中に生活用動産*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *10 生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*11または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等および別送品は含みません。 *11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。	お支払い額 (携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*12 ※ 乗車船券、航空券等については合計5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※ 同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。 *12 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*13とします。修繕可能な場合は修繕費の時価額*13のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地で負担した場合に限り、交通費、宿泊費を含みます。)、乗車船券、航空券等についてはその乗車船券、航空券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *13 時価額とは、再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *14 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失*15 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*16 ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*16 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *16 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。
留学継続費用保険金(留學生の場合のみ)	お支払いする場合 海外の学校*17に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりたちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合 *17 学校とは？ 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留學生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	お支払い額 扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までの年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額 *18 扶養者とは？ 保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。 *19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失 ・扶養者*18のけんかや自殺行為・犯罪行為 ・扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合

*7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。
 *8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)
 ①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
 *9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険期間 3 か月まで *1のみの補償

旅行変更費用担保特約 急な事情によって、旅行をキャンセルして

保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
お支払いする場合 次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合 ①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者*2(保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。))または保険の対象となる方等の配偶者*3もしくは3親等内の親族が死亡された場合または危篤となられた場合 ②入院 (1)保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上*5の入院に限ります。) (2)保険の対象となる方等の配偶者*3または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合 ③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合 ④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合 ⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合 ⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席される場合 ⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等 ・運送・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する退避勧告等の発出 ⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離がせられた場合 ⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 *2 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。 *5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。	お支払い額 ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用*6を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。 ●出国中止費用 出国中止したことにより支払った次の費用 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 ●中途帰国費用 ①企画旅行の場合 旅行変更 旅行日程のうち、 費用保険 × 中途帰国した以後の日数 金額*7 旅行日程の日数 = 保険金*8 ②企画旅行以外の場合 中途帰国したことにより支払った次の費用*8 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 *6 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後も使用できるものに対する費用を除きます。 *7 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。 *8 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。 ・中途帰国のための航空運賃等交通費 ・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。))および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)	①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用 ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*9 ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射、放射能汚染 等 ②次の事由による入院 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見解の異なるもの ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ③次の事由による死亡・危篤または入院 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気 ④保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合 ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合 ・保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者*3もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因*10もしくは⑧感染症等の原因*11が生じていた場合 等 *9 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *10 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。 *11 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

保険期間 3 か月超 のみの補償

緊急一時帰国費用担保特約 旅先から一時的に帰国して

保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
お支払いする場合 保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。))に、保険の対象となる方の配偶者*3もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合 ※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限り、 同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*3・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。 ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。	お支払い額 ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。 ①往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。 ※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の雇用規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。	P.20に記載の①、②に加え、たとえば、 ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*3もしくは1親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

*1 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。
 *3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)
 ①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
 *4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

◆ 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

クルーズ旅行取消費用担保特約

- ✓ 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。
- ✓ クルーズ旅行取消費用担保特約（以下「本特約」）は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。
したがって、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ✓ クルーズ旅行が催行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
- ✓ 本特約には、本パンフレット記載のご加入タイプとあわせてお申し込みください（本特約のみでのお申し込みはできません）

*1 クルーズ旅行が催行中止となった場合であっても、被保険者が渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合	左記「保険金をお支払いする主な場合」①～⑥の対象となる方			
	a. 被保険者 ご本人	b. 同室 予約者 *2	aまたは bの 配偶者 *2*3*4	aまたは bの ご親族 *2*3
①死亡または危篤	○	○	○	○ 3親等内に限る
②ケガまたは病気を原因とした右記（ ）の日数以上継続した入院	○ (3日)	○ (3日)	○ (7日)	○ (7日) 2親等内に限る
③ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示	○	○	×	×
④居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生	○	○	×	×
⑤証人または評価人としての裁判所への出頭	○	○	×	×
⑥災害対策基本法に基づく公的機関からの避難指示等	○	×	×	×

- *2 「同室予約者」とは、被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している方をいいます。ただし、定員4名以下の客室を予約している場合に限りです。
- *3 被保険者または同室予約者との続柄は、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した時におけるものとします。ただし、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は被保険者の配偶者とみなします。
- *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。
①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金のお支払い額

出国を中止されたことによってご契約者、被保険者またはこれらの法定相続人が負担した次の費用*6を保険金額（クルーズ旅行取消費用保険金額）を限度にその費用の負担者にお支払いします。
・取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で旅行者等との契約上払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用
・渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）として払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用*7
*6既に被保険者が提供を受けた運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの対価は含まれません。
*7出国を中止した後でも使用できるものに対する費用を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、
● 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から④のいずれかに該当したことにより負担した費用
・ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失
・保険金受取人の故意または重大な過失
・被保険者（保険の対象となる方）のけんかや自殺行為、犯罪行為
・地震、噴火またはこれらによる津波
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*8
・放射線照射、放射能汚染 等
● 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の②または③に該当したことにより負担した費用
・妊娠、出産、早産、流産および不妊症
・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
● 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から③に該当したことにより負担した費用
・山岳登山*9、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いた競技・試運転、お仕事以外での航空機操縦等を行っている間に生じたケガまたは病気等
● 保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合
・左記の「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合
・保険の対象となる方、同室予約者またはこれらの者の配偶者*4もしくは1親等の親族について①死亡・危篤、②入院の原因*10もしくは③医師からの出国中止の指示の原因*11が生じていた場合
*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
*9 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
*10 死亡・危篤・入院の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。
*11 医師からの出国中止の指示の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。

海外旅行保険にご加入いただく皆様へ

海外旅行保険 重要事項説明書

本説明書は「海外旅行保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
ご契約者*1と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

※普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html）にてご参照いただけます。

〔マークのご説明〕

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください



用語の解説

本説明書で用いる用語の解説

ご契約者	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
特約	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
解約	ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
解除	東京海上日動からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 海外旅行保険の仕組み

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の破損といった様々な事故に対して保険金をお支払いします。

* 海外に永住される方や帰国予定のない方を保険の対象となる方とすることはできません。

基本となる補償およびその他の主な特約は以下のとおりです。

基本となる補償	その他の主な特約（オプション）			
ケガや病気の補償	ケガや病気等の補償	疾病死亡保険金支払特約	疾病に関する応急治療・救済費用担保特約	
傷害死亡保険金支払特約	身の回り品等に関する補償	携行品損害担保特約		留学生生活用財産損害担保特約
傷害後遺障害保険金支払特約*2	賠償責任に関する補償	賠償責任危険担保特約		留学生賠償責任危険担保特約
治療・救済費用担保特約	その他の補償等	航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約	航空機遅延費用等担保特約	中途帰国費用のみ担保特約
		緊急一時帰国費用担保特約	特別危険担保特約	家族旅行特約
				留学継続費用担保特約
				家族緊急一時帰国費用追加担保特約

+

制裁等に関する特約

戦争危険等免責に関する一部修正特約

一時帰国中担保特約*3

*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、後遺障害等級限定補償特約が自動セットされます*3（詳細はP.27下段の*4をご確認ください。）。

*3 ご契約の内容によってはセットされない場合があります。

基本となる補償および保険金額等の引受条件等

① 基本となる補償



- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。
- ※ ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ▶ 傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	・ご契約者・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ・無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気による治療費用 ^{*1} ・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾病による治療費用 ・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 ^{*2} ・放射線照射、放射能汚染 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ ^{*3}
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ (後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ^{*4} ※ 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用保険金	治療費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気 ^{*5} により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症 ^{*6*} により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ▶ 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ※ ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りです。 救援費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上 ^{*8} 続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤ 海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急搜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 ▶ ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族 ^{*9} の方が実際に支出した親族 ^{*9} のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 治療費用部分・救援費用部分共通 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。	等 ^{*1} 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされている場合で、同特約でお支払いの対象となるときを除きます。 ^{*2} 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。 ^{*3} 特別危険担保特約をセットし、これらの運動に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります(インターネットでお手続きの場合は代理店または東京海上日動までご連絡ください。)

- ^{*4} 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。〔「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。〕。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示のある場合に、この特約がセットされます。
- ^{*5} 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- ^{*6} 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。
- ^{*7} 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- ^{*8} 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
- ^{*9} 6親等内の血族、配偶者^{*10}または3親等内の姻族をいいます。
- ^{*10} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。
a. 婚姻意思^{*11}を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- ^{*11} 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

② 主な特約の概要



賠償責任危険担保特約	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 ▶ 損害賠償金の額をお支払いします。 ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。
携行品損害担保特約	海外旅行中に携行品 ^{*12} が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 ▶ 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円)を限度とした損害額をお支払いします。 ※ 損害額は損害が生じた携行品の時価額 ^{*13} とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額 ^{*13} のいずれか低い方とします。 ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。 ^{*12} カメラ、カバン、衣類等保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品 ^{*14} をいい、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含みません。 ^{*13} 再取得価額 ^{*15} から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 ^{*14} この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。 ^{*15} 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

※ 特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「海外旅行保険普通保険約款および特約」等をご参照ください。

③ 補償の重複に関するご注意



- 賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*16}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。^{*17}
- ^{*16} 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- ^{*17} 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額等の引受条件



保険金額等は原則として契約タイプの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



- 保険期間: 旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。
 - この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 - 交通機関が遅延、欠航・運休または到着地変更をした場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
 - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
- 補償の開始時期: 保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時^{*18}
- 補償の終了時期: 保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。
- ^{*18} セットされる特約によっては異なる場合があります。
また、保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。
 - ・ ご契約の代理店または東京海上日動が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
 - ・ クレジットカードのご利用代金の引落しができなかった場合で、別途ご請求させていただく保険料を東京海上日動が領収する前に生じた事故による損害等

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は保険の対象となる方の年齢・保険金額・保険期間・旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

お申込み手続きを行われるご契約については、クレジットカードでの払い込みが必要となることがあります。

満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

★	● 保険の対象となる方の生年月日 ● 他の保険契約等^{*1}を締結されている場合には、その内容(同時に申込む契約を含みます。)
☆	海外旅行中にお仕事に従事する場合には、その内容

^{*1} この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払い込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。東京海上日動およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。 申込人住所 氏名 () 電話 自宅 () 勤務先 () ・申込日： ・保険種類：海外旅行保険 ・証券番号^{*2}(または契約証番号)： ・ご契約の営業店： ・ご契約の代理店：	郵便はがき 812-8684 〒121-0868 東京都大田区大森1-2-21 東京海上日動火災保険株式会社 クーリングオフ受付係 行
--	--

^{*2} 申込書等の控の右上に記載しております。

死亡保険金受取人



- 死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、保険契約は無効となります。
- 企業等がご契約者^{*3}および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とするとご契約については、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

^{*3} 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

契約締結後におけるご注意事項

通知義務等



【通知事項】

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。

海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合^{*1}は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

^{*1} 下記のお仕事に変更となる場合には、東京海上日動からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除させていただきますことがあります。詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
・プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

【その他ご連絡いただきたい事項】(以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。)

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なく代理店または東京海上日動までご連絡ください。

解約されるとき

ご加入いただく保険を解約される場合は、代理店または東京海上日動にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

保険の対象となる方からのお申出による解約



保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



● 保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするとご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。

^{*1} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項



- 東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 留学等をされる場合で、保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または東京海上日動までお申し出ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいない場合は、保険の対象となる方の配偶者^{*2}または3親等内のご親族^{*3}（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - ^{*2} 法律上の配偶者に限ります。
 - ^{*3} 法律上の親族に限ります。
- 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金に関するご注意」
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様の希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

- ① **本保険商品は、海外旅行中のケガや病気を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。**
- ② **パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。**
- ③ **ご加入される保険が以下の点でお客様の希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**
 - 保険金をお支払いする主な場合^{*}
 - 保険期間（保険のご契約期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください。）^{*}
 - 保険金額（ご契約金額）^{*}
 - 保険料^{*}
- ④ **申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**
 - 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
 - 『家族旅行特約をセットする場合のみ』ご確認ください。^{*}
 - 保険の対象となる方の範囲についてご確認ください。
 - 『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
 - 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - 『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
 - 下記の運動等を行うことについて、代理店または東京海上日動にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。）。

 - 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
 - リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - 航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
 - スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - 自動車等の乗用具による競技・試運転等
 - その他これらに類する危険な運動
- ⑤ **重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認くださいか？**
お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。

^{*} 詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等は
金融法人部 営業第二課にて承ります。

保険に関するご不満・ご要望等（国内から）

03-3285-1870

受付時間：平 日 午前9時～午後8時
（年末年始を除きます。）



事故のご連絡に関するご相談（海外から）

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、保険証券、保険契約証または被保険者証とセットでお渡しいたします「海外旅行保険あんしんガイドブック」の該当ページをご確認ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（<http://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

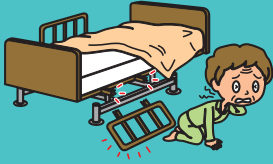
受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

通話料
有料

海外旅行中における事故事例のご紹介

万一の場合にも「海外旅行保険 プラス」で大きな安心を

海外旅行中に発生した事故事例を一部ご紹介します。
海外では日本と異なり、高額な医療費を請求されるケースも珍しくありません。
「海外旅行保険 プラス」なら、『治療・救援費用保険金額無制限タイプ』もご用意していますので、万一治療費などが高額になっても安心です。

事故の内容(例)	お支払いする保険金額(例)						
脳出血で倒れ、緊急手術  ギリシャでクルーズ中に脳出血で倒れ、緊急手術が必要となったため、すぐに救急用ヘリコプターでパリの病院へ搬送。手術後も容態が安定するまでパリの病院に入院し、その後、現地入りの親族、付添いの医師、看護師と一緒に成田空港へ向かった。 <table><tr><td>治療・救援費用</td><td>19,604,547円</td></tr><tr><td>偶然事故対応費用</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>合計</td><td>19,654,547円</td></tr></table>	治療・救援費用	19,604,547円	偶然事故対応費用	50,000円	合計	19,654,547円	
治療・救援費用	19,604,547円						
偶然事故対応費用	50,000円						
合計	19,654,547円						
ベッドから転落し肋骨骨折  ベトナムに旅行中、宿泊先のホテルでベッドから転落し、右肩を強打した。病院を受診したところ、肋骨骨折と診断され入院。その後、胸水・肺気腫を併発し容態が悪化したため、チャーター機と救急車でタイのバンコクへ移送され治療を受けた。 <table><tr><td>治療・救援費用</td><td>7,613,690円</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,613,690円</td></tr></table>	治療・救援費用	7,613,690円	合計	7,613,690円			
治療・救援費用	7,613,690円						
合計	7,613,690円						
冠状動脈疾患と診断され入院  胸部の不快感を感じハノイの病院を受診したところ、冠状動脈疾患と診断され入院し、その後、医師の指示によりバンコクの病院に移転した。病院には親族が救援者として駆けつけた。 <table><tr><td>治療・救援費用</td><td>4,251,212円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,251,212円</td></tr></table>	治療・救援費用	4,251,212円	合計	4,251,212円			
治療・救援費用	4,251,212円						
合計	4,251,212円						
買い物中の盗難  オーストリア ウィーン市内を買い物中、店内のレジで精算を行う際にバックの中からポーチを盗まれてしまった。 <table><tr><td>携行品損害</td><td>194,247円</td></tr><tr><td>偶然事故対応費用</td><td>9,367円</td></tr><tr><td>合計</td><td>203,614円</td></tr></table>	携行品損害	194,247円	偶然事故対応費用	9,367円	合計	203,614円	
携行品損害	194,247円						
偶然事故対応費用	9,367円						
合計	203,614円						
ホテルの床を濡らして弁償  ニューヨークのホテルに滞在中、誤ってお風呂の水を溢らせてしまった。その結果、階下まで水が染みてしまい、クリーニング代などを弁償した。 <table><tr><td>賠償責任</td><td>142,869円</td></tr><tr><td>合計</td><td>142,869円</td></tr></table>	賠償責任	142,869円	合計	142,869円			
賠償責任	142,869円						
合計	142,869円						

※上記はあくまで事故の一例です。お支払いする保険金は、ご加入の保険金額が上限となります。
東京海上日動火災保険株式会社発行「世界の医療と安全」より

MEMO

ご加入に関するご注意を記載しております。
ご加入の前に必ずご確認ください。

ご加入に関するご注意

①帰国予定

帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

②旅行先での運動

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング、プロレスリング等)に従事される場合

④補償の重複について

- ・賠償責任危険担保特約、治療・救護費用担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がございます。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動火災保険(株)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがございますので、ご注意ください。

⑤被保険者証について

代理店または東京海上日動火災保険(株)にてご加入のお手続きをされたにもかかわらず、被保険者証が旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながら代理店または引受保険会社へお問い合わせください。なお、被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がございますので、お早めにお申し込みをお願いします。

素敵な海外旅行になりますように、お気をつけてお出かけください。

この保険は三井住友トラストクラブ株式会社を保険契約者とし、カード会員の中で保険加入された方を被保険者とする海外旅行保険一般包括任意付保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、保険契約者が有します。

ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご用意しておりますので、必要に応じてご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■お問い合わせ先・
取扱代理店 三井住友トラストクラブ株式会社
〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10
トリトンスクエアX棟

■引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
[担当課] 金融法人部 営業第二課 03(3285)1870
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
営業時間: 平日午前9時~午後5時
(年末年始を除く)

「海外旅行保険 プラス」に関するお申し込み・お問い合わせ

三井住友トラストクラブ 保険グループまで

0120-369-529

月~金 9:00~17:00 / 土・日・祝休

海外からは

81-3-6770-2764

※コレクトコールをご利用ください。